

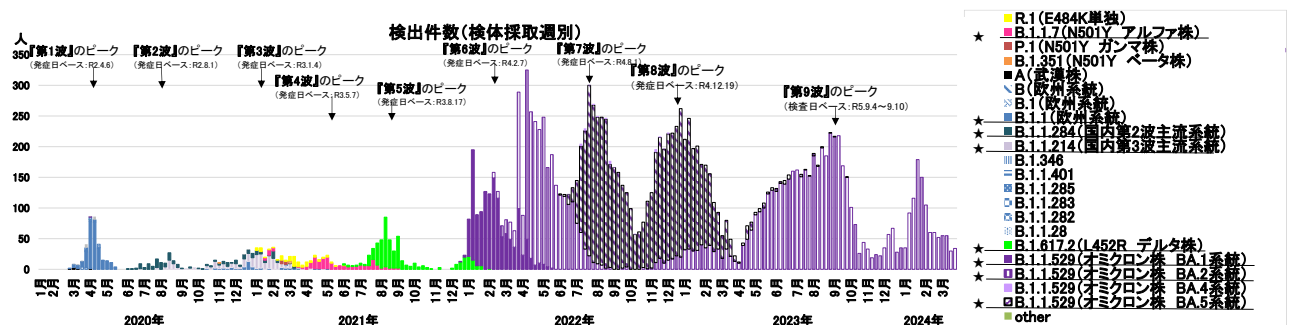
II 感染症情報センターとしての新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染症法における類型は、「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」へ令和5年5月8日に移行され、全数把握から定点把握に切り替わった。移行後は、新型コロナウイルス感染症の発生動向の把握と新しい変異株の出現の監視が主たる業務となった。前者に係る公表は当センターHPに一元化され、マスコミ等からの問い合わせが増加した。後者は従来から行っていたゲノム解析検査であり、解析能力の強化を図った。

1 新型コロナウイルスの検査

当所における令和5年度の新型コロナウイルス検査実務は、担当部長以下、10人の専門職員で構成されるウイルス担当の職員によるゲノム解析検査が中心となった。なお、検体数の増加に対応するため、所内各担当からの応援体制は継続し、ゲノム解析検査、変異株スクリーニング検査が並行して、迅速かつ的確に対応できるような人員配置を維持した。

ゲノム解析検査は令和3年3月から開始した。次世代シーケンサー(NGS)で新型コロナウイルスの全ゲノム配列を決定し、国立感染症研究所のマニュアルに従いゲノムデータを作成、同研究所のWebアプリケーションを利用して系統解析を行っている。ゲノム解析開始に当たり導入されたNGS(1台)に加え、令和6年1月に2台を配備し、解析能力を強化した。また、令和3年12月27日から、民間検査機関から毎週100件程度のNGSのゲノムデータの提供を受け、当所で解析を行っている。系統解析は延べ17,453検体実施し、令和3年以降の第5波、第6波、第7波、第8波の主流株を確認した。また、県内の流行ウイルス株の系統の推移は、五類感染症移行前は、疫学情報に付随して得られる発症日を基準にグラフ化し動向を確認していたが、移行後は検体が採取された週別のグラフに切り替えた(図II-1-1)。



図II-1-1 ゲノム解析結果(週別、令和6年4月11日現在)

2 新型コロナウイルスの疫学情報解析

令和5年5月7日までは、発生届及び埼玉県の陽性者登録窓口に登録のあったものを対象として発症者数を集計し、県内患者の年齢別発症曲線、感染原因別発症曲線、致死率、患者の発症日別変異株の分布、ワクチン接種の有無別・年齢別陽性者の致死

率、陽性者の再感染率、初期症状等の解析を行い、流行の波毎に評価した。解析結果は、埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議(令和5年は第69回～第74回までの計6回)等の資料として活用された。さらに、県全体の発生状況の情報解析結果を広く医療機関や県民に情報提供するため、埼玉県感染症情報センターのホームページ上で「COVID-19(新型コロナウイルス感染症)の流行情報」として公開提供した。

また、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが五類に移行する準備として、全数報告時のデータを用い定点当たり報告数の推計を行なった。全数報告における患者数と定点当たり報告数の推計値を全年齢及び各年代で比較したところ、全数報告と定点報告の違いに関わらず発生動向に関して同じ傾向を示していることが確認された(IV研修及び相談・情報提供4ホームページによる情報提供の項参照)。

五類に移行した令和5年5月8日以降は、感染症サーベイランスシステムにより定点医療機関からの患者情報の収集・解析を行った。結果は、「感染症患者発生情報(週報)」にまとめ、原則週1回、感染症情報センターホームページに掲載し、情報提供を続けている。